

(注) 津地方裁判所平成18年(行ウ)第17号事件の判決(原判決)のうち、14頁1行目から9行目までの部分(原判決引用部分)を抜粋したものです。

法100条13項(平成14年法律第4号による改正前の法100条12項)に基づく政務調査費の制度は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)の施行により、地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大し、その議会の担う役割がますます重要なものとなってきていることにかんがみ、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せてその用途の透明性を確保しようとしたものであり、平成12年法律第89号による法の一部改正により法制化されたものである。